

番号	1. (1)		
項目	<p>学力向上のために教職員の増員を求めます。 個に応じたきめ細かな教育を行うために、30人学級の実現とその予算措置を行うこと。</p>		
<p>(回答)</p> <p>小中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、高等学校の学級編制は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて、小学校は1学級35人（ただし、経過措置あり）、中学校・高等学校は1学級40人が標準とされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、この間、国に対して要望を行っているところです。</p> <p>個に応じたきめ細かな教育を行うために、本市においては平成16年度から、小学校5・6年生の国語と算数を、中学校2・3年生の国語、数学と英語を対象教科として習熟度別少人数授業を実施してきており、平成21年度からは対象学年を拡充し、小学校では主に算数を3年生から6年生まで、中学校では国語、数学、理科及び英語を1年生から3年生までを対象としているところでございます。引き続き、習熟度別少人数授業など個に応じたきめ細かい指導を行っていくための必要な措置が確保できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、教育委員会におきましては、学校長が各学校・地域の実情に応じて適切な教職員組織づくりを進めることができるよう、学校長の意見を尊重して適切な教職員配置に努めているところでございます。また、課題を有する学校については、課題解決に向けた意欲や情熱のある教職員を積極的に配置するものとして人事異動を行っているところでございます。</p> <p>今後も引き続き、教職員の適切な配置に努め、教職員がその持てる力を発揮できるようにするとともに、すべての学校で円滑で活力ある教育活動が推進できるように努めてまいりたいと考えております。</p>			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課 電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	1. (2)
項目	<p>学力向上のために教職員の増員を求めます。</p> <p>矢田七校に配置されている加配(国定数、児童生徒支援加配等)を維持し、さらに必要とするところに配置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市教育委員会では、教育課題を抱える学校の取組を支援する観点から、少人数授業等を行うための指導方法工夫改善加配や、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行う必要性に照らして措置される児童生徒支援加配の活用を行ってきているところでございます。</p> <p>今後とも、国等に対して必要な定数措置がなされるよう働きかけるとともに、児童生徒支援加配については特にきめ細かな指導が必要とされる学校において児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合に加配されるという趣旨を踏まえ、各学校の実情を的確に把握し、重点的・効果的な配置を行っていく中で適切に対応してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9125</p>

番号	2. (1)	
項目	<p>大阪市教育委員会として、「子どもの貧困」の現状を明らかにし、矢田地域への対策を求めます。</p> <p>現在のコロナ禍をふまえ、家庭の経済状況の厳しさや地域の状況が、子どもたちの学力に大きな影響を及ぼしていることを明らかにすること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>矢田地区では、これまでも、学校、地域、保護者が一体となって、子どもたちの実態把握をされ、子どもたちの学力向上に向けた取組を進めていただいております。</p> <p>教育委員会といたしましては、「大阪市教育振興基本計画」に基づいて、学力向上をはじめとする取組を推進してきました。</p> <p>子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えることをめざし、学習状況に応じたきめ細かな指導や学習内容を充実し、学習習慣の形成や学習意欲の向上を図るとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の定着だけでなく、今日的な課題の解決に向けて知識や技能を活用する等の学力の確立に努めています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による特別措置を踏まえ、感染症対策を講じながら、最大限子どもたちの健やかな学びを保障することをめざして取り組んでいます。</p> <p>教育委員会といたしましては、本地域・各学校の状況を踏まえ、引き続き児童生徒の心身の状況や学習状況の把握に努めるとともに、一人ひとりに寄り添った心のケアや学習支援、学習環境の充実など、きめ細やかな支援を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	2. (2)
項目	<p>大阪市教育委員会として、「子どもの貧困」の現状を明らかにし、矢田地域への対策を求めます。</p> <p>経済面や生活面での支援を要する家庭や子どもたちに対して、学校が地域、行政機関との連携を図るため地域連携教員(福祉教員)を配置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>今後も引き続き、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9125</p>

番号	3 (1)
項目	<p>学校選択制についてのアンケート調査ならびに分析についての見解と、学力テストの成果と課題を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成 26 年度の制度導入時に小学校で選択制を利用した児童・保護者が、令和 2 年度の中学校入学時にも学校選択制を利用するタイミングとなったことから、制度導入時に期待されていたメリットや、懸念されていた課題について、今後の各区や市全体において必要な改善を行うための材料の一つとして役立てるために、令和 2 年度と 3 年度で、制度導入時から経年的に行ってきたアンケートの内容に加え、保護者への新たな質問項目の追加のほか、地域団体関係向けのアンケートや学校に対する状況調査を行い、調査・分析を行うこととしました。</p> <p>新たに実施するアンケートの内容や結果のとりまとめ方法は全市共通で行いますが、学校選択制の具体的な導入の有無、必要な手続きや要件については、区ごとに定めていることから、調査・分析は区ごとに行い、その結果は年度末までに、各々の区のホームページ等を通じて公表することとしています。</p> <p>なお、東住吉区では、新たなアンケートを令和 3 年度に実施しております。</p> <p>「全国学力・学習状況調査」については、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しています。</p> <p>「大阪市小学校学力経年調査」については、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人ひとりの学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しています。</p> <p>「すくすくウォッチ」については、大阪府教育委員会が、府内における児童一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に実施しています。また、市町村教育委員会や学</p>	

校が府内全体の状況を把握し、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人ひとりが自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しています。

「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しています。

「大阪市版チャレンジテスト plus」については、中学生チャレンジテスト（1年生）にて実施していない理科・社会科を行うことにより、小学3年生から中学3年生までの途切れなく経年的にデータを把握・分析することにより、効果的な指導方法や課題を「見える化」することで、各学校の課題に応じた支援を充実し、生徒及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるために実施しています。

大阪市教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えています。今年度につきましても、調査対象の児童生徒の在籍するすべての小中学校において実施しています。

担 当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当 第3教育ブロック	電話：06-6208-9036
	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当 第4教育ブロック	電話：06-6208-9193

番号	3. (2)
項目	<p>大阪市教育改革について、学校選択制、学力テストなどの成果と課題を明らかにすることを求めます。</p> <p>教育改革の重点施策の一つとして実現された「やたなか小中一貫校」の現状における課題をふまえ、必要な措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「やたなか小中一貫校」は、小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置した「施設一体型小中一貫校」として平成24年度に開校しており、校舎施設のハード面が一体的であることなどの利点を活かした取組を行っております。</p> <p>「やたなか小中一貫校」を含む本市の小中一貫した教育の推進について、成果と課題の検証を進め、取組の支援を図ってまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 (英語イノベーション) 電話：06-6208-9197</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 第4教育ブロック 電話：06-6208-9193</p>

番号	4. (1)
項目	<p>子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。</p> <p>矢田地域における部落差別をなくすための取り組みを「部落差別解消法」の趣旨を踏まえ、実態把握、啓発の視点から進めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>矢田人権・同和教育推進協議会では、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない「教育の町」「解放の町」「住民自治の町」とするために、関係諸団体が密接に連携し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・同和教育を推進していただいています。</p> <p>本市では、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」(平成20年度策定)において、人権尊重の視点に立った学校教育を推進することや、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利の行使に伴う責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる力を育成する教育をすすめることとしています。</p> <p>教育委員会では、「人権教育基本方針」(平成11年)を策定し、人権教育・啓発を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにしました。また、さらなる人権教育・啓発の推進をめざし、「自己実現をめざす子どもを育てるために」(平成16年)を作成し、すべての幼児児童生徒に問題解決への力を育み、自己実現をかなえる教育内容の創造をめざした具体的な実践事例を示しました。</p> <p>また、平成17年4月に策定した「大阪市人権教育・啓発推進計画」(現「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」)を受け、教育委員会においても同年12月「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定しました。</p> <p>さらに平成30年度には、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。各学校園においてより一層の人権教育の充実を図るため、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しています。さらに、個別的人権課題の一つ一つについて、学年別に取り上げる内容を集約するなど、その実施状況について、より具体的に把握できるよう、形式を変更しています。引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組の推進に努めてまいります。</p> <p>現在、各校において同和教育の一層の充実を図ることができるよう、平成30年度10月に作成しました「学力の基礎としての人権教育 個別的人権課題の実践デザイン～同和教育～」の実践資料集を、教職員用ポータルサイトに掲載するとともに計画的に研修会を実施しています。</p> <p>今後も、大阪府との連携を図りながら、これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果が損なわれることのないよう、引き続き、全市学校園において、人権尊重の精神を基盤にすえた人権教育の深化・充実を図ってまいります。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8128</p>



番号	4. (2)
項目	<p>子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。</p> <p>矢田人権・同和教育推進協議会が進めている「矢田子どもつながり連絡協議会」をはじめ、子どもたちの取り組む行事に対して予算措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>矢田人権・同和教育推進協議会では、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない「教育の町」「解放の町」「住民自治の町」とするために、関係諸団体が密接に連携し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた啓発・学習・調査研究等の諸活動や人権文化の確立に向けた学習や活動を行っていただいています。</p> <p>「矢田はひとつ」という理念を具現化するための取組、「春ごと復活矢田子どもまつり」や「平和と人権を考える矢田子ども集会」「矢田子ども人権集会」等、子どもたちを中心に据えた様々な取組を進めていただいております。矢田地域における「まちづくり」・「ひとづくり」・「人権啓発」がさらに豊かなものとなるよう、常に子どもの実態から出発しながら各組織、各校園で取組を行い、学校園の現状と課題を地域の方々にご覧いただき、学校と地域が力を合わせてよりよい教育を実践していくための場と認識しています。</p> <p>矢田地域で行われている様々な取組に対して、行政としての予算確保は困難な状況ではありますが、各種団体の地域の取組に対する支援事業を紹介するなど、連携を図ってまいります。</p> <p>教育委員会といたしましては、子どもの「生きる力」の育成をめざして、学校・家庭・地域社会が連携・協力して総合的な教育力を発揮し地域社会の中で子どもを育てるという「教育コミュニティ」づくりは、非常に重要なことと考えています。今後とも皆様のご意見も参考にしながら、人権教育の深化・充実に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8128</p>

番号	4. (3)
項目	<p>子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。</p> <p>しょうがい児や様々な支援を要する子どもたちがともに教育を受けられるよう校区保障と進路保障を進めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、平成14年に策定しました「養護教育基本方針」をはじめ、「大阪市教育振興基本計画」に基づき「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。</p> <p>具体的には、「大阪市教育振興基本計画～改革の第2ステージ～」に示しておりますとおり、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点をふまえ、特別支援教育サポーターやインクルーシブ教育推進スタッフの配置、巡回指導体制の強化などの取組を進めます。また、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備や当該児童生徒に対する合理的配慮を行い、ユニバーサルデザインを取り入れた本市のインクルーシブ教育システムの一層の充実を図ります。</p> <p>今後とも地域小中学校で学びやすい教育環境整備に努めますとともに、進路保障につきましては、児童生徒が将来の進路を主体的に選択し、自立することができるよう児童生徒の状況や進路希望等の的確な把握に努め、個々のニーズに応じた進路指導の充実を図ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当      電話：06-6327-1009

番号	4. (4)
項目	<p>子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。</p> <p>韓国・朝鮮にルーツのある子どもたちに対する矢田地域での民族教育の一層の充実のため、民族講師の身分を保障し、現在の民族教育の体制を維持すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>外国につながる幼児児童生徒の教育は、本市の重要な教育課題であり、「在日外国人教育基本方針」（平成13年策定）等に基づき、各学校園で発達段階に応じた指導計画を立て進められております。平成29年3月に改訂しました「大阪市教育振興基本計画」では、重点的に取り組む施策として、「多文化共生教育の推進」を示しています。世界における多様な文化を互いに理解しあう態度を養い、文化や伝統を尊重し、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質をはぐくむことをめざして、教育課程内外で体系的に多文化共生教育の取組を展開することを目標に掲げています。</p> <p>教育委員会では、平成19年度から「国際理解教育推進事業」を実施し、帰国・来日の児童生徒の教育とともに、民族学級・民族クラブの取組を土台にした多様な国際クラブの取組を進め、市内に設置する国際クラブに指導者を派遣し、教育課程外での学習の機会を保障するとともに、アイデンティティの形成や言語・文化等を学ぶ機会を設けてきました。</p> <p>国際クラブの指導者である会計年度任用職員や時間講師は、国際クラブの活動において、国際理解教育のコーディネーターとして在日外国人教育に対する使命感や専門的な知識・スキルを備え、精力的に取り組んでいます。また、子どもへの指導にとどまらず、教職員や保護者との連携も積極的に進めています。</p> <p>一方、本市の財政状況はたいへん厳しい状況ですが、現在、国際クラブの運営を含め、多文化共生教育推進のための予算確保に努めています。</p> <p>また、韓国・朝鮮以外の新規来日の子どもたちの急激な増加に伴い、その子どもたちへのアイデンティティの確立をめざした教育の必要性が高まっています。国際クラブの指導者は、各校における韓国・朝鮮以外の国や地域の国際クラブの運営にもコーディネーターとして関わり、支援をしています。</p> <p>さらに、平成31年4月に立ち上げられた大阪市多文化共生施策推進本部において、検討が進められた、大阪市多文化共生指針が令和元年12月に策定されました。また、本会議の中で、外国人児童生徒等への支援として、「日本語指導の保障」、「母語・母文化の保障」、「多文化共生教育の推進」の3点について、速やかに着手する方向性が示されたことで、令和元年度から、従来の国際理解教育を多文化共生教育に発展させる方向で、新たな事業の展開を進めています。今後も、多文化共生教育の充実並びに国際クラブ指導者の身分保障に関わって、予算の確保に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8128</p>

番号	4. (5)
項目	<p>子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。</p> <p>「帰国・渡日」の子どもたちに対する教育制度の充実や通訳の人員確保を図るとともに、多文化共生社会をめざす各校の実践や地域での取り組みに対しての予算措置をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の国際化の進展は著しく、様々な理由で来日する子供たちが急増し、多国籍化しています。ここ数年 40 を超える国や地域につながる子どもが市内学校園で学ぶ状況が続いています。</p> <p>教育委員会では、外国籍や帰国・来日等の子どもたちが、安全・安心な教育環境のもとで学校生活を送ることができるよう、受け入れの考え方や指導上の留意事項をまとめた「帰国・来日等の子どもの教育を進めるために」を、令和2年6月に現状に即した内容に改訂し、各校での実践に活かせるよう配信しています。さらに、平成27年度から、日本語指導が必要な児童生徒に対する各校での「特別の教育課程」を編成するとともに、一人ひとりに「個別の指導計画」を作成し、系統立てた日本語指導を進めるよう指導してまいりました。</p> <p>帰国・来日等の子どもへの日本語習得に関する支援については、令和2年度から重点施策である「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を開始し、外国から編・転入学する子どもへの支援や共生のための教育の推進を図るためのキーステーションとして市内各教育ブロックに1拠点、合計4つの共生支援拠点を設置しました。各共生支援拠点では、3名のコーディネーターが常駐し、学校生活に必要な初期の日本語指導を行う日本語指導員や通訳者による学校での支援、教育相談、学校生活への円滑な接続のための初期教室である「プレクラス」の実施等を行っています。さらに令和3年度より、母語・母文化の保障や多文化共生教育を推進するためのコーディネーターを各1名ずつモデル配置することで、子どもたちへの支援の拡充を図っています。また、学習言語の習得を目的として、指導・支援に取り組む専門の日本語指導員・母語支援員を配置し、教科における日本語指導に取り組んでいます。</p> <p>これまで本市がすでに取り組んできた日本語指導体制についても、継承・拡大を図ってまいりました。日本語を習得し自立した学校生活を送るための支援として、「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」(以下「センター校」)を、令和3年度には新たに2校を増設し、小学校7校、中学校7校の体制で日本語・適応指導を行っています。センター校では、担当者や日本語指導協力者が在籍校と連携しながら、様々な場面で支援を行っています。また、集住地域における教員加配校は、市内小学校8校、中学校2校としています。</p> <p>在籍校の教員が中学校の生徒を支援するための教材として、社会・理科の補助教材の対訳版(8か国語)やNew Horizon 英単語集(多言語版)を配付しています。小学校には「低学年児童のための日本語指導マニュアル」を各校に配信し、活用を進めています。</p> <p>さらに、子どもたちのアイデンティティをはぐくむため、センター校に母語支援者を招き、母語や母文化の保持・伸長をめざした母語教室を開催しています。母語教室では、子どもたちが経験した事や自分の考えを母語で表現する授業もあり、「ワールドトーク(多文化スピーチ大</p>	

会)」で発表する機会へとつなげています。加えて、国際クラブでは、少しずつではありますが、中国、フィリピン、ペルーなど多様な国々に対応した学級が設置されてきております。

この他、帰国・来日等の子どもの教育実践の一層の深化・充実を図るため、教育委員会指導部内に相談窓口を設け、帰国・来日等の子どもの教育にかかる相談を受けるとともに、学校での教育相談や懇談時には通訳者を派遣し、本人や保護者との意思疎通を図る等、様々な支援施策を進めています。その支援施策の一つとして、より一層の相談体制の充実を図るため、平成31年4月より大阪市立南小学校内に「多文化共生教育相談ルーム」を開設し、相談員を配置しました。多文化共生教育相談ルームでは、①学校における多文化共生教育推進のための教材等の情報を提供②学校園でのお便り情報③関係諸機関・団体の紹介の相談など、学校関係者からの相談を受け付け、各校園の実践において蓄積された情報を一元化し、だれもが必要な時に活用できるよう、集約・整理・発信を進めています。

なお、子ども・保護者がつながる国や地域の多様化に対しましては、少数言語の通訳者の確保や増員を進め、現在、100名以上の方に登録いただき、23言語に対応しています。

今後も、帰国・来日した子どもたちが学校生活に適応し、自己実現できるよう、多文化共生の施策を推し進め、総合的な支援の視点に立って予算確保に努めるとともに、関係部局や関係諸機関・諸団体等との連携を進めて取り組んでまいります。

担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

電話：06-6208-8128

番号	4. (6)
項目	<p>子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。  大阪府立東住吉支援学校に関わって、教育諸条件の整備の充実を大阪府教育庁に働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市立特別支援学校 12 校につきましては、平成 28 年 4 月 1 日、大阪府に移管しました。  これまで本市が培った教育内容や取組等を継承し、教育サービス水準を低下させることのないよう、大阪府教育委員会と調整してまいりました。移管後の特別支援学校の運営に関しましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において府立支援学校の現状をふまえ管理・運営するものですが、引き続き特別支援教育について、大阪府教育委員会に働きかけてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	5. (1)	
項目	<p>矢田七校の学校施設・設備の拡充、整備を早急に進めることを求めます。          学習環境の充実を保障するため、普通教室だけではなく特別教室にも空調設備を早急に設置すること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>空調機については、快適で学習しやすい環境を整えるため、図書室や音楽室、パソコン教室、中学校の家庭科調理室などに設置しています。</p> <p>空調機が未設置の特別教室については、教科の特性など空調機の必要性に関して、関係先と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。</p> <p>今後とも、空調機設備を含めた安全・安心・良好な教育環境の確保に向けた学校施設の整備に努めてまいります。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	電話：06-6208-9063

番号	5. (2)
項目	<p>矢田七校の学校施設・設備の拡充、整備を早急に進めることを求めます。  矢田七校各校からの学校施設・設備の拡充、整備の要望に対して、真摯に対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校施設・設備の整備につきましては、各学校から提出されます補修申請（要望）をもとに、現場調査のうえ必要性かつ緊急性の高いものから順次補修を行っております。</p> <p>学校とも十分協議のうえ、適切に対応してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9081</p>